



# 熊本県公報

第13423号  
令和7年(2025年)  
4月11日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○保安林の指定に関する予定	( 〃 ) 2
○道路の供用開始	(道路保全課) 2
○天草救急医療圏の救急病院に関する認定について	(医療政策課) 2
○被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定解除	(健康福祉政策課) 2
<b>公 告</b>	
○農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課) 3
○土地改良区の設定変更の認可	(農村計画課) 5
○県営土地改良事業の工事完了	( 〃 ) 5
○基本測量の終了	(監理課) 5
○公共測量の終了	( 〃 ) 5
○公共測量の終了	( 〃 ) 5
○公共測量の終了	( 〃 ) 6
○公共測量の終了	( 〃 ) 7
○公共測量の終了	( 〃 ) 7
○公共測量の終了	( 〃 ) 7
<b>登 載 依 頼</b>	
○熊本県育英資金返還金の収納	(高校教育課) 7
○自動車任意保険契約に係る一般競争入札の実施	(警察本部会計課) 8
○熊本県立荒尾支援学校通学バス運行業務に係る一般競争入札 の落札者の決定	(荒尾支援学校) 11
○熊本県立熊本支援学校通学バス運行業務に係る一般競争入札 の落札者の決定	(熊本支援学校) 11
○熊本県立菊池支援学校通学バス運行業務に係る一般競争入札 の落札者の決定	(菊池支援学校) 12

## 告 示

### 熊本県告示第321号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和7年(2025年)4月11日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字女島字五反田906番、907番、912番、913番、字坂本3231番、3233番、3234番1、3235番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字坂本3231番・3233番・3234番1・3235番(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第322号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
令和7年（2025年）4月11日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市古里字田頭1088番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字田頭1088番（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第323号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、令和7年（2025年）4月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
令和7年（2025年）4月11日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	水俣出水線	水俣市南福寺字南平 32番5地先から 同所 29番1地先まで	44.8	災害防除

2 供用を開始する期日 令和7年（2025年）4月11日

**熊本県告示第324号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。  
令和7年（2025年）4月11日

熊本県知事 木 村 敬

名 称	所 在 地	認 定 期 間
国民健康保険天草市立河浦病院	天草市河浦町白木河内223番地11	令和7年（2025年）2月9日から 令和10年（2028年）2月8日まで
一般社団法人天草郡市医師会立天草地域医療センター	天草市亀場町食場854番地1	令和7年（2025年）2月9日から 令和10年（2028年）2月8日まで
社会医療法人稲穂会天草慈恵病院	天草郡苓北町上津深江278番地10	令和7年（2025年）2月9日から 令和10年（2028年）2月8日まで

**熊本県告示第325号**

令和2年（2020年）7月3日からの大雨により熊本県内で発生した災害において、次に掲げる地域内に居住していた者が属する世帯に対する被災者生活再建支援法（平成1

0年法律第66号)第2条第2号ハに掲げる世帯(以下「長期避難世帯」という。)の認定を解除する。

令和7年(2025年)4月11日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 長期避難世帯の認定を解除する地域  
 葦北郡芦北町大字鶴木山131番地2、131番地3、131番地4、131番地5、  
 131番地6及び991番地2
- 2 長期避難世帯の認定を解除する日  
 令和7年(2025年)4月11日

公 告

**熊本県公告第222号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年(2025年)4月11日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
菅 貞夫	錦町	東 文弘	錦町	球磨郡錦町大字一武字平岩前478
本村 信行	錦町	福永 謙次	錦町	球磨郡錦町大字西字赤崩534-1ほか1筆
早田 道明	錦町	柳瀬 安好	錦町	球磨郡錦町大字西字桑木原1036-1
田村 憲一	錦町	柳瀬 安好	錦町	球磨郡錦町大字西字桑木原1047ほか1筆
野田 末女 (亡)野田 洋一	錦町	高山 篤	錦町	球磨郡錦町大字木上南字三ツ塚1114ほか7筆
愛甲 純一	水上村	愛甲 真一	水上村	球磨郡水上村大字岩野字西ノ前2934-1ほか20筆
原田 清子	水上村	愛甲 真一	水上村	球磨郡水上村大字岩野字上七代3110ほか3筆
山本 美智子	湯前町	湯前 良夫	湯前町	球磨郡湯前町字上横道4430ほか1筆
赤池 精一郎	湯前町	湯前 良夫	湯前町	球磨郡湯前町字上横道4434
林田 光一 (亡)林田 辰巳	鹿児島 県鹿児島 島市	出田 哲男	湯前町	球磨郡湯前町字東浅鹿野224-1
林田 光一 (亡)林田 タツノ	鹿児島 県鹿児島 島市	出田 哲男	湯前町	球磨郡湯前町字東浅鹿野224-2ほか1筆
鬼塚 厚之	湯前町	那須 光利	湯前町	球磨郡湯前町字長岡3417ほか1筆
木野 楠郎	湯前町	椎葉 賢也	湯前町	球磨郡湯前町字高別府3089-1
的場 良一	湯前町	株式会社しぶや	湯前町	球磨郡湯前町字園田5380-3ほか1筆
的場 良一 (亡)的場	湯前町	株式会社しぶや	湯前町	球磨郡湯前町字園田5377ほか4筆

房一					
權頭 エイ子	湯前町	那須 武士	湯前町	球磨郡湯前町字鬼籠2367-1	
椎葉 和生	湯前町	那須 武士	湯前町	球磨郡湯前町字下仁良田749-1	
田中 美津子	あさぎり町	那須 武士	湯前町	球磨郡湯前町字上高見2482-14	
中村 秀磨	球磨村	内布 洋一	球磨村	球磨郡球磨村大字渡甲字神ノ原120	
大淵 保子 (亡)村嶋 初三	荒尾市	株式会社クラフトマン	荒尾市	荒尾市樺字鑪柄本1570-3ほか2筆	
東田 専一	荒尾市	藤井 寛明	荒尾市	荒尾市水野字下橋口74	
泉 雅文	荒尾市	藤井 寛明	荒尾市	荒尾市水野字下橋口32-1ほか1筆	
福田 洋一	荒尾市	藤井 寛明	荒尾市	荒尾市水野字下橋口29-1ほか2筆	
中村 勇次	熊本市	有限会社火の国ファーム	菊陽町	菊池郡菊陽町大字原水字下前通5561-7ほか1筆	
吉山 忠好	菊陽町	西村 優彦	菊陽町	菊池郡菊陽町大字戸次字六地藏538	
熊野 光義	菊陽町	西本 純一	菊陽町	菊池郡菊陽町大字久保田字中岡961-1	
藤本 良一	菊陽町	西本 純一	菊陽町	菊池郡菊陽町大字久保田字中岡954-1ほか2筆	
藤本 健	菊陽町	西本 純一	菊陽町	菊池郡菊陽町大字久保田字楠木665ほか2筆	
田北 貞子	菊陽町	株式会社マルカマ	菊陽町	菊池郡菊陽町大字久保田字楠木662	
田北 貞子 外1名	菊陽町	株式会社マルカマ	菊陽町	菊池郡菊陽町大字久保田字役給193-1ほか1筆	
鎌田 コズエ	菊陽町	有限会社オーガニックプロデュース	菊陽町	菊池郡菊陽町大字久保田字上原3138ほか3筆	
鎌田 コズエ	菊陽町	吉川 照幸	菊陽町	菊池郡菊陽町大字久保田字上原3223ほか1筆	

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
東 吉次郎	人吉市	球磨郡錦町大字木上西字佐土原2162-4
久保田 文男	錦町	球磨郡錦町大字木上西字岩下1865ほか5筆
川村 達郎	錦町	球磨郡錦町大字木上南字塚ノ原1509-4
淺生 今治	錦町	球磨郡錦町大字一武字福島20-1
植木 義弘	錦町	球磨郡錦町大字木上西字京出1659
株式会社興陽農援	錦町	球磨郡錦町大字一武字塚ノ原2160-59ほか2筆
中村 竜郎	錦町	球磨郡錦町大字木上西字知敷原2-8
岩本 勝則	錦町	球磨郡錦町大字木上東字下り藤1934-13ほか3筆
田口 英一郎	錦町	球磨郡錦町大字木上西字知敷原1-38
田口 英一郎	錦町	球磨郡錦町大字木上西字知敷原3-16ほか4筆

植木 義弘	錦町	球磨郡錦町大字木上西字知敷原4-2ほか6筆
株式会社昇成龍	錦町	球磨郡錦町大字木上東字益手5-40ほか5筆
川村 航陽	錦町	球磨郡錦町大字木上南字塚ノ原1509-51
川村 和弘	錦町	球磨郡錦町大字木上南字柳川1844-3ほか1筆
永田 熊信	相良村	球磨郡相良村大字川辺字上永坂2960-1ほか1筆
出水田 一夫	あさぎり町	球磨郡相良村大字川辺字上高原58-27

2 認可年月日  
令和7年(2025年)3月31日

**熊本県公告第223号**

山鹿市に事務所を置く山鹿土地改良区理事長齊藤登から令和7年(2025年)3月10日付けで申請のあった定款の変更については、令和7年(2025年)4月2日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

令和7年(2025年)4月11日

熊本県知事 木村 敬

**熊本県公告第224号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

令和7年(2025年)4月11日

熊本県知事 木村 敬

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	県営古川兵戸井手地区	平成27年(2015年)8月14日	令和6年(2024年)5月20日	熊本県

**熊本県公告第225号**

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により国土交通省国土地理院から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年(2025年)4月11日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量(数値地図25000(土地条件)の作成)	令和6年(2024年)4月1日から 令和7年(2025年)3月31日まで	荒尾市、南関町及び和水町

**熊本県公告第226号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本地方法務局長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年(2025年)4月11日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(基準点測量を含む法務省不動産登記法第14条第1項地図作成作業)	令和5年(2023年)7月1日から 令和7年(2025年)1月31日まで	上益城郡益城町大字安永及び馬水の各一部

**熊本県公告第227号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の

規定により熊本県農林水産部森林局森林保全課長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年(2025年)4月11日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量(数値地形図(地図情報レベル500))	令和6年(2024年)10月22日から 令和7年(2025年)3月21日まで	阿蘇市、産山村、高森町(一部)

**熊本県公告第228号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により農林水産省九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年(2025年)4月11日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量(UAVレーザ測量)	令和6年(2024年)10月1日から 令和7年(2025年)1月30日まで	宇城市不知火町地内

**熊本県公告第229号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により農林水産省九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年(2025年)4月11日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量(4級基準点測量、現地測量、路線測量(横断測量))	令和6年(2024年)11月1日から 令和7年(2025年)1月30日まで	宇城市松橋町及び小川町地内

**熊本県公告第230号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により農林水産省九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年(2025年)4月11日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量(4級水準測量)	令和7年(2025年)1月21日から 令和7年(2025年)3月10日まで	宇城市不知火町地内

**熊本県公告第231号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により農林水産省九州農政局八代海岸保全事業所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年(2025年)4月11日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（2級基準点測量、3級水準測量、堤防動態観測）	令和6年（2024年） 6月1日から 令和7年（2025年） 3月24日まで	八代市郡築六番町～郡築十二番町及び昭和同仁町地内

**熊本県公告第232号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本県農林水産部森林局森林整備課長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年（2025年）4月11日

熊本県知事 木村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（カラー数値撮影（デジタル）、同時調整）	令和6年（2024年） 11月6日から 令和7年（2025年） 3月28日まで	上天草市

**熊本県公告第233号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本県県北広域本部玉名地域振興局長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年（2025年）4月11日

熊本県知事 木村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（県営久重南地区農地中間管理機構関連農地整備事業基準点測量）	令和7年（2025年） 1月20日から 令和7年（2025年） 3月21日まで	玉名郡南関町久重地内

**熊本県公告第234号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局阿蘇砂防事務所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年（2025年）4月11日

熊本県知事 木村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（航空レーザ測量、3級基準点測量）	令和6年（2024年） 6月24日から 令和7年（2025年） 2月28日まで	阿蘇市、大津町、高森町、南阿蘇村

**登載依頼**

**熊本県教育委員会告示第17号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者として指定及び委託をしたので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

令和7年（2025年）4月11日

熊本県教育長 白石 伸 一

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地  
株式会社しんきん情報サービス  
東京都港区港南一丁目8番27号 日新ビル

- 2 指定公金事務に委託した公金事務に係る歳入  
熊本県育英資金返還金の収納
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日及び委託をした日  
令和7年(2025年)3月24日
- 4 指定公金事務取扱者が当該公金事務を行うことができる期間  
令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

**熊本県警察本部公告第30号**

次のとおり一般競争入札に付する。  
令和7年(2025年)4月11日

熊本県警察本部長 佐藤 昭一

**1 競争入札に付する事項**

- (1) 契約名  
自動車任意保険契約
- (2) 入札・契約担当部局  
熊本県警察本部会計課施設装備室装備係(熊本県庁警察棟3階)  
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-381-0110(内線2314)
- (3) 契約内容  
熊本県警察車両1,158台に対する自動車任意保険契約  
「自動車任意保険仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに
- (4) 契約期間  
令和7年(2025年)5月31日(土)午後4時から  
令和8年(2026年)5月31日(日)午後4時まで
- (5) 入札方式  
この入札は、紙入札案件である。
- (6) 入札金額等  
入札金額は、本保険契約に要する費用の総価とする。
- (7) 入札方法  
ア 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。  
イ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- (8) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。

**2 入札参加者の必要な資格に関する事項**

- 次の(1)から(8)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
  - (2) 保険業について内閣総理大臣の免許を受けている者又は自動車共済事業を行う者で監督行政庁の事業認可を受けている者
  - (3) 令和7年(2025年)4月1日現在において、同種の営業を引き続き2年以上営んでいる者
  - (4) 熊本県内に本店、支店、本社、支社又は営業所(代理店を除く。)等を有する者
  - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
  - (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
  - (7) 県税を完納している者
  - (8) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。  
ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。  
イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。  
ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。  
エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。  
オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。  
※ 「暴力団」、「暴力団員」、「暴力団員等」及び「暴力団密接関係者」とは、熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条に規定するものをいう。  
※ 「役員等」とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。  
※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が

- 参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2(1)から(8)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、一般競争入札参加資格審査申請書(別紙1)を提出すること。
- (2) 提出方法  
(1)に掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間  
公告の日から令和7年(2025年)4月25日(金)午後5時まで
- (4) 提出先  
1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 入札参加資格審査結果の通知  
入札参加資格審査の結果は、資格審査結果通知書(別紙2)により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び仕様書に対する質問の受付期間  
1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)4月25日(金)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の交付  
1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)5月9日(金)まで行う。  
※ ただし、保険に加入する車両データについては、入札参加者のうち入札参加資格審査に合格した者に対して、電子データを提供する。
- (3) 入札の方法
- ア 日時  
令和7年(2025年)5月9日(金)午前10時
- イ 場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁警察棟3階 ミーティングルーム
- ウ 入札書の提出方法  
入札書(別紙様式1(代理人が入札するとき、入札書及び委任状(別紙様式2))をアの日時にイの場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年(2025年)5月8日(木)午後5時(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の契約名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の契約名を朱書し、中封筒の中に再入札書(別紙様式3)を入れること。
- (4) 開札の方法、日時等  
入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらが立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)のもとに(3)アの日時に(3)イの場所で開札を行う。
- (5) 入札の回数  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。  
なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 無効の入札  
次のアからシまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札
- エ 記名を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 二以上の意思表示をした入札
- コ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札

- シ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めたと入札
- (7) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。また、当該入札者のうち開札に立ち会わない者があるときは、開札に立ち会った者(又は開札に立ち会わない者がいない熊本県の職員にくじを引かせるもの)とする。
- (9) 入札保証金  
ア 入札保証金に代わる担保の提供  
入札者は、熊本県会計規則第86条第1項の規定により入札書の提出期限までに、入札金額の100分の5以上の金額を納付することとするが、納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。  
(ア) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手  
(イ) 銀行又は契約担当者(銀行を除く。)の保証  
イ 入札保証金の免除  
次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除することができる。  
(ア) 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
(イ) 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体との入札に付する事項の種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が、落札した場合において、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)  
ウ 入札保証金の免除に係る書類の提出期限等  
入札保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、次の(ア)から(エ)までにより提出すること。  
(ア) 受付期間 令和7年(2025年)5月7日(水)午後5時まで  
(イ) 提出先 1 (2)に掲げる入札・契約担当部局  
(ウ) 提出書類 入札保証金免除申請書(別紙様式4)  
(エ) 提出方法 持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、(ア)の受付期間内に必着とする。  
エ 入札保証金の還付  
(ア) 落札者に係る入札保証金又はこれに代わる担保は、落札者が契約を締結した後速やかに還付する。ただし、落札者から申出があったときは、契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に充当することができる。  
(イ) 落札者以外の者に係る入札保証金は、一般競争入札終了後速やかに還付するものとする。  
オ 入札保証金等の帰属  
落札者が5(3)で指定された期限までに、契約締結を申し出ないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、熊本県に帰属する。
- (10) 入札の辞退  
競争入札参加資格があると認められた者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるるところにより申し出るものとする。  
ア 入札執行前にあっては、入札辞退届(別紙様式5)を契約担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)すること。  
イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出すること。
- 5 契約について  
(1) 契約書の作成の可否  
契約書については作成を要しないものとする。  
なお、契約の合意内容を証するものとして保険証券を徴し、熊本県警察により作成する特約書を別途締結する。  
(2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日  
(3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日  
(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

7 問合せ

(1) 入札の契約内容、仕様書、資格審査申請等入札の内容全般に関する問合せ先

熊本県警察本部会計課施設装備室装備係(熊本県庁警察棟3階)

郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-381-0110(内線2314)

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

**熊本県教育委員会公告第23号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年(2025年)4月11日

熊本県教育長 白石伸一

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

熊本県立荒尾支援学校通学バス運行業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

熊本県立荒尾支援学校

荒尾市増永西長浦2299-3

3 落札者を決定した日

令和7年(2025年)2月26日

4 落札者の氏名及び住所

有限会社 七城観光バス

菊池市七城町小野崎字野間946番地1

5 落札金額

97,504,000円(うち消費税及び地方消費税額8,864,000円)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条に規定する公告を行った日

令和7年(2025年)1月14日

**熊本県教育委員会公告第24号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年(2025年)4月11日

熊本県教育長 白石伸一

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

熊本県立熊本支援学校通学バス運行業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

熊本県立熊本支援学校

熊本市中央区出水五丁目5番16号

3 落札者を決定した日

令和7年(2025年)2月26日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社大栄エクスプレス

熊本県上益城郡山都町杉木465番地1

5 落札金額

88,882,200円(うち消費税及び地方消費税額8,080,200円)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条に規定する公告を行った日

令和7年(2025年)1月14日

**熊本県教育委員会公告第25号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年(2025年)4月11日

熊本県教育長 白石伸一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
熊本県立菊池支援学校通学バス運行業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県立菊池支援学校  
合志市合生4300番地
- 3 落札者を決定した日  
令和7年(2025年)2月26日
- 4 落札者の氏名及び住所  
有限会社七城観光バス  
熊本県菊池市七城町小野崎字野間946番地1
- 5 落札金額  
69,874,893円(うち消費税及び地方消費税額6,352,263円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和7年(2025年)1月14日